

## 別表 2

## 上場に関する料金

料金	金額（注 1）	支払期日
○ プログラム上場料	200 万円	プログラム情報の提出日の属する月の翌月末日
○ 新規上場料（新規上場申請者がプログラム情報を提出しており、当該プログラム情報に掲げる発行予定期間中に上場する場合）	100 万円と発行額×0.5/10000のいずれか小さい額	上場日の属する月の翌月末日
○ 新規上場料（上記以外の場合）	200 万円	同上

（注 1）上表の記載にかかわらず、当取引所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、当取引所が定めるところにより、一定の期間において、上場に関する料金を変更することができる。この場合、あらかじめその旨を当取引所のウェブサイトへ掲載する。

（注 2）

- a) 上表で算出した金額について、100 円未満の金額（次の b の規定により加算する消費税額及び地方消費税額を除く。）は切り捨てるものとする。
- b) 上表の料金は、消費税額及び地方消費税額を加算（新規上場申請者又は上場債券等の発行者が外国の者である場合を除く。）して支払うものとする。
- c) 料金の支払いは、本邦通貨によるものとする。
- d) 当取引所は、プログラム上場に係る発行者、新規上場申請者又は上場債券等の発行者がこの別表 2 に規定する料金を支払期日までに支払わない場合には、当該プログラム上場に係る発行者、新規上場申請者又は上場債券等の発行者に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を 100 円につき 1 日 4 銭の割合によって請求できるものとする。

（注 3）上場債券等の発行者は、上場廃止の際に支払期限の到来していない料金について、上場廃止日又は当取引所が別途指定する日までに支払う。

（注 4）規程第 5 条第 3 項の規定に基づき複数の者が共同してプログラム情報を提出する場合におけるプログラム上場料については、当該複数の者は、公表されるプログラム情報ごとに、連帯して、上表に記載する金額を上表に定める支払期日までに支払う義務を負うものとする。